

# 衆議院法務委員会ニュース

【第221回国会】令和8年5月26日（火）、第13回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・平口法務大臣、三谷法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）武部新君（自民）、辻秀樹君（自民）、有田芳生君（中道）、池畑浩太郎君（維新）、和田政宗君（参政）、井戸まさえ君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 武部新君（自民）

#### 育成就労制度

- ア 技能実習制度を廃止し新たに本制度を創設した目的及び意義
- イ 監理支援機関に求められる要件及び当該許可に係る施行日前申請の状況
- ウ 育成就労外国人の受入れを二国間取決めを締結した国に限定する理由及び取決めの締結状況
- エ 本制度において必要とされる日本語能力及び育成就労外国人の日本語能力向上のために出入国在留管理庁が行っている取組

### 辻秀樹君（自民）

- (1) 胎児を人として刑法犯の客体（被害者）と認めた裁判例
- (2) 自動車運転死傷行為処罰法
  - ア 同法において胎児を犯罪の客体とすることの可否
  - イ 同法で胎児を犯罪の客体として加害者を処罰するための新たな法整備の要否
  - ウ 胎児を犯罪の客体として同法で加害者を処罰できるよう改正する必要性
  - エ 被害にあった胎児の母親の意見が検察官の同法による起訴判断に影響を与える可能性
  - オ 交通事故による胎児の死傷という被害について検察官が適切に考慮する必要性についての法務大臣の見解

### 有田芳生君（中道）

- (1) 集会等における警察による警備活動
  - ア 本年4月19日及び5月19日に国会正門前で行われた集会における国会周辺の歩道の通行規制
    - a 歩道を規制して集会に参加する国会議員等の通行を警察官が制止することができるとする法的根拠の有無
    - b 国会議員以外の集会参加者に対して集会参加に便利な国会側の歩道の通行を認めない理由
  - イ ヘイトスピーチを行うデモ隊を警察が守っているかのような過剰な警備についての批判に対する警察庁の認識
- (2) ヘイトスピーチ対策
  - ア いわゆるヘイトスピーチ解消法
    - a ヘイトスピーチの定義
    - b 国連人種差別撤廃条約に基づく義務の履行の一部として位置付けられていることの重要性
    - c 2012年に国連人権高等弁務官事務所が作成した「差別、敵対行為または暴力に対する扇動を構成する民族的、人種的または宗教的憎悪の唱道の禁止に関するラバト行動計画」、2019年に国連事務総長が公表した「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」等の国際的な成果との関係
  - イ 国連広報センターのホームページにおけるヘイトスピーチについての説明内容

- ウ 法務省人権擁護局のホームページにおけるヘイトスピーチについての説明
    - a 同局が取りまとめて掲載している「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に関する参考情報」の内容
    - b 上記 a の参考情報 2（ヘイトスピーチ解消法第 2 条の解釈について）の内容
    - c 本邦外出身者を排除・侮蔑する言動やプラカードの文言はヘイトスピーチ解消法第 2 条に定める「不当な差別的言動」に該当することの確認
  - エ 法務省が実施しているヘイトスピーチに関する実態調査
    - a 調査の概要
    - b ヘイトスピーチ解消法の施行によりヘイトスピーチを伴うデモは減少傾向にあることの確認
    - c インターネット上のヘイトスピーチが増えている状況を踏まえて調査を行うことの確認
    - d 上記 c の調査の実施状況
  - オ 国連人種差別撤廃委員会の対日審査の状況
- (3) 上川元法務大臣が掲げた「差別・偏見のない人権大国の実現」についての法務大臣の見解

#### 池畑浩太郎君（維新）

- (1) 入国審査を担当する職員に対する接遇対応の指導方法及び更なる向上に向けた取組状況
- (2) 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」
  - ア 不法滞在者対策のこれまでの成果に関する評価及び今後の推進方針
  - イ ゼロプランにおける数値目標の設定の経緯及び目標達成に向けた法務副大臣の意気込み
- (3) 司法外交
  - ア 法務省が推進する司法外交の具体的内容
  - イ 「中央アジア+日本法務大臣会合」を開催する意義
- (4) 司法修習中に給費も修習給付金も受けられなかった「いわゆる谷間世代」
  - ア 谷間世代への事後的な救済措置や支援を行うべきとの意見についての法務大臣の見解
  - イ 谷間世代のような若手や中堅の法曹の活躍促進に向けた取組の必要性についての法務大臣の見解
  - ウ 企業等を含む法曹の活躍分野の拡大に向けた環境整備の具体的内容
  - エ 法曹の更なる活躍分野の創出に向けた方策の必要性

#### 和田政宗君（参政）

- (1) 刑事法上の胎児の扱い
  - ア 刑事訴訟法に規定する再審請求権者に親が有罪の判決を受けた際に胎児であった者が含まれることの確認
  - イ 胎児の法令上の定義
  - ウ 母体保護法に規定する「胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期」に当たる妊娠週数
  - エ 刑事法においても一定の妊娠期間経過後の胎児を人として位置付けることについての法務大臣の見解
- (2) 政府が提出を検討中の「旧氏の使用に関する法律案（仮称）」
  - ア 同法律案の今国会の提出予定の有無
  - イ 選択的夫婦別氏制度に関する子供に対する政府の調査の有無
  - ウ 国家資格や免許において旧氏の使用が可能なものの割合
  - エ 旅券の旧氏併記により外国で入国できなかった事例の有無
  - オ 外務省に報告された旅券の旧氏併記を原因とするトラブルの有無
  - カ 同法律案による旧氏単記も可能となるものの範囲及び高市総理大臣の指示における「併記の検討」

の趣旨

井戸まさえ君（国民）

売春防止法

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）が売春行為を前提とする営業を事実上認めているとの指摘についての警察庁の見解
- イ 風営法上認められている風俗営業において対価を伴う性交類似行為を行った場合の処罰の可否
- ウ 刑法の性犯罪の処罰対象行為を「性交等」に改めたことに合わせて売春防止法の対象行為を改正しなかった理由
- エ 人間の尊厳を守るという売春防止法の理念から性交類似行為も処罰対象とすべきとの意見についての法務大臣の見解
- オ 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」における売春を行う者の処罰に関する規定の有無
- カ 上記オの趣旨を踏まえた売春を行う者を処罰対象としている現行法を見直す必要性についての法務大臣の見解
- キ 諸外国から買春を目的とした旅行の対象国との評価を受けている日本の現状についての法務大臣の見解
- ク 日本の性産業における人身売買等の課題についての警察庁の認識及びいわゆるトクリュウの撲滅を目指すとした高市総理大臣の決意を具体化するための取組
- ケ 売買春に係る規制の在り方検討会の検討結果を踏まえた対応方針
- コ 上記ケの検討会においていわゆる買う側の実態調査等の分析結果を踏まえて制度設計の検討を行う必要性
- サ 売春防止法の名称を買春行為の実態も含めたものに改める必要性についての法務大臣の見解

## 2 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外3名提出、衆法第9号）

- ・平口法務大臣及び提出者西村智奈美君（中道）からそれぞれ趣旨の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。